

V 環境に関する助成制度

住宅向け再生可能エネルギー機器等助成金制度

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1281



戸建住宅や共同住宅に太陽光発電システム、家庭用蓄電池システム、家庭用燃料電池（エネファーム）、LED照明を導入する方に費用の一部を助成します。なお、LED照明については、共同住宅の共用部分のみ対象となります。導入前に申請が必要です。

●助成金額

■太陽光発電システム（戸建住宅・共同住宅共用部分）

出力1kWあたり5万円

上限20万円（戸建住宅）・上限50万円（共同住宅共用部）

■家庭用蓄電池システム

蓄電容量1kWhあたり1万円、上限10万円

■家庭用燃料電池（エネファーム）

1台あたり14万円

■共同住宅共用部用LED照明（新築・増改築は対象外）

工事費用（税抜）×50%、上限75万円※

※令和6年度から令和8年度までの助成金額

高反射率塗料施工助成金制度

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1281



屋上または屋根部（笠木、立上り含む）等に、高反射率塗料（遮熱塗料）を施工する方への助成制度です。工事前に申請が必要です。

●助成金額

工事費用（税抜）×20%、上限15万円

窓・外壁等の遮熱・断熱改修助成金制度

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1281



既存の窓や外壁を遮熱・断熱性能の高いものに改修する方への助成制度です。工事前に申請が必要です。

●助成金額

工事費用（税抜）×20%、上限15万円 ※新築・増改築は対象外

雨水タンク設置助成金制度

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1281



雨水を貯めておくタンク（雨水貯留槽）を設置される方への助成制度です。工事前に申請が必要です。

●助成金額

本体、付属機器の購入費及び設置費用（税抜）の50%、1台の上限5万円（2台まで）

東京都既存住宅省エネ改修促進事業

問合せ 東京都住宅政策本部民間住宅部 計画課 脱炭素化施策推進担当
☎ 03-5320-5459



住宅の省エネ診断、省エネ設計及び省エネ改修に対する補助を受けられる制度です。申請にあたっては、東京都のホームページから条件等を確認のうえ、担当窓口にご相談ください。工事等契約・着工前の申請が必要です。

民間施設緑化助成制度

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1323

新たに屋上緑化、壁面緑化、地先緑化及び駐車場緑化を行う方に対し、工事費の一部を助成します。着工前の申請が必要です。

※この制度は、「台東区みどりの条例」で規定する「緑化計画書」の届出が必要となる緑化工事は助成の対象外です。

●助成金額（複数の助成金を同時に受ける場合は、助成金の上限は合計で50万円）

(1) 屋上緑化（1㎡以上施工する場合）

① 2万円×助成対象緑化面積（㎡）

② 工事費（消費税除く）の1/2（①と②のいずれか低い額、上限30万円）

(2) 壁面緑化（1㎡以上施工する場合）

① 5千円×助成対象緑化面積（㎡）

② 工事費（消費税除く）の1/2（①と②のいずれか低い額、上限15万円）

(3) 地先緑化（接道部分を1m以上施工する場合）

① 1万円×助成対象緑化延長（m）

② 工事費（消費税除く）の1/2（①と②のいずれか低い額、上限10万円）

(4) 民間貸駐車場緑化（1㎡以上施工する場合）

① 1万円×助成対象緑化面積（㎡）

② 工事費（消費税除く）の1/2（①と②のいずれか低い額、上限10万円）

プランター設置助成制度

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1323

花を植えるプランターを設置される方に設置費用の一部を助成します。個人のほか、法人、共同住宅管理組合等の申請も可能です。※必ずプランターを設置する前に、ご相談ください。

●助成対象経費

- ・プランター及びハンギングバスケット(花を植える容器)の購入経費
- ・上記にある購入したプランター等に植える花苗代
- ・花を植えるための土・肥料代

●助成金額

- ①3万円×プランター設置面積(㎡)
- ②プランター設置経費(消費税除く)の1/2 (①と②のいずれか低い額、上限5万円)

